

公 募 要 領

1. 事業名

九州大学中央図書館・理系図書館デジタルサイネージ機器設置及び有償広告募集業務一式

2. 事業の趣旨

九州大学中央図書館及び理系図書館へのデジタルサイネージ機器（以下、「機器」という）設置及び機器に掲出する有償広告募集作業一式を行い、有償広告掲出に係る業務の効率化を図る。

3. 事業の内容

- （１）機器を指定の場所に設置すること。設置場所及び設置可能な機器の寸法については別紙１を参照のこと。
- （２）機器に掲出する広告の募集を行うこと。広告掲載の範囲や広告掲載希望者の要件等については、「九州大学における有償広告の掲載に関する基本方針（令和６年３月２７日総長裁定）」及び「広告掲載の対象としない広告の具体例（基本方針４.(２)関係)」を基本とすること（別紙２）。
- （３）本学での審査の結果、掲載可となった広告は、機器にまとめて掲載できる形式にデータを整えたうえで、本学に提出すること。
- （４）広告の追加・変更を希望する場合は、その都度申請すること。

4. 建物の貸付について

- （１）機器設置場所に関して、本学と不動産賃貸借契約を別途締結し、建物貸与貸付料を年額前払いで本学へ納付すること。
- （２）建物貸付料は、国立大学法人九州大学不動産貸付細則に基づき、公告時点において 11,460 円／㎡（年額、消費税抜き）とするが、この額を超えた額の貸付料を提案することを妨げない。

5. 費用負担について

- （１）機器の運転に必要な電気料金及び機器の設置時・撤去時の費用は、受注者が負担するものとする。その他詳細については、業務委託契約にて定めるものとする。
- （２）機器に不具合が生じた場合のメンテナンス及び故障時の対応は受注者の責任において行い、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人九州大学の競争参加資格において令和7年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、並びに問い合わせ先

〒819-0395 福岡市西区元岡744

九州大学附属図書館事務部図書館企画課企画係

TEL: 092-802-2471

Email: tokkikaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

- (2) 企画提案書の提出方法

提案書類は電子データ形式で提出すること。

※提出する場合には(1) Email 宛に次の事項を連絡すること。

《社名、電話番号、Email アドレス》

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。

- (3) 提出書類

①企画提案書

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③その他必要と思われる資料

- (4) 企画提案書の提出期限等

提出期限: 令和7年4月30日(水曜日)17時必着

提出先: 上記(1)に示すEmailアドレス。

- (5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8. 事業規模及び採択数

事業規模；275万円（6か月間、消費税及び地方消費税含む）

採択数：1件

9. 選定方法等

（1）選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

11. スケジュール

（1）公募開始：令和7年4月1日（火曜日）

（2）企画提案書の提出期限：令和7年4月30日（水曜日）

（3）選定：令和7年6月下旬

（4）契約：令和7年7月下旬

（5）契約期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間

12. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。